

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	(仮称) 新宿区立信濃町シニア活動館、(仮称) 新宿区立早稲田南町地域交流館及び(仮称) 新宿区立西早稲田地域交流館における指定管理制度の導入について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

◇第14条第1項（指定管理者に公の施設の管理を行わせる）

(担当部課：福祉部高齢者サービス課)

担当係 いきがいの係 担当者 稲葉 内線(3545)

事業の概要

事業名	(仮称) 新宿区立信濃町シニア活動館、(仮称) 新宿区立早稲田南町地域交流館及び(仮称) 新宿区立西早稲田地域交流館における指定管理者制度の導入
担当課	福祉部高齢者サービス課
目的	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度を導入する。
対象者	施設利用者
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 施設の設置目的に関する事業の実施2 施設の団体登録、利用の承認、利用の不承認及び利用の取り消しに関する こと3 施設及び設備の維持管理に関すること

件名 (仮称) 新宿区立信濃町シニア活動館、(仮称) 新宿区立早稲田南町地域交流館及び(仮称) 新宿区立西早稲田地域交流館における指定管理制度の導入について

施設の名称	(仮称) 新宿区立信濃町シニア活動館 (仮称) 新宿区立早稲田南町地域交流館 (仮称) 新宿区立西早稲田地域交流館
施設の所管課	福祉部高齢者サービス課
指定管理者の名称 * (委託先)	現時点は未定 平成21年4月からの指定管理に向け、平成20年10月から事業者の公募を行い、審査ののち平成21年3月に決定する。
指定管理者が取扱う個人情報の業務	施設及び施設を活用した事業利用者に関すること。
指定管理者が取扱う個人情報の項目	氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・FAX番号・緊急連絡先(住所・氏名・電話・続柄)
指定管理の開始時期及び期限 * (業務委託期間)	平成21年4月1日 から平成26年3月31日まで
指定管理者としての情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。
指定にあたり区が行う情報保護対策	協定書に別紙「特記事項」を付す。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。